

熊本県金融円滑化特別資金（令和2年7月豪雨枠）実施要領

（目的）

第1 全国統一制度により、令和2年7月豪雨による被害の影響を受けた中小企業者等が必要な資金の円滑化を図り、中小企業者の事業継続や経営の安定を図ることを目的とする。

（融資対象者）

第2 融資対象者は、次の(1)又は(2)に該当する者とする。

- (1) 令和2年7月豪雨による被害の影響を受けた中小企業者で、市町村長の発行する罹災証明書を有している者
- (2) 令和2年7月豪雨に係る中小企業等特定施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援補助金）の交付決定を受け、補助対象として認められた施設、設備の復旧を行う者

（資金使途）

第3 資金使途は、設備資金又は運転資金とする。

（融資限度額）

第4 融資限度額は、一般保証分とは別枠で8,000万円とする。

（融資期間）

第5 融資期間は、10年以内（据置期間1年以内）とする。

（貸付方法）

第6 貸付方法は、証書貸付または手形貸付とする。

（返済方法）

第7 返済方法は、均等分割返済とする。但し、保証期間が1年以内の場合は一括返済も可能とする。

（融資利率）

第8 融資利率は固定とし、融資期間により下表のとおりとする。

2年以内	年1.50%以内
3年以内	年1.70%以内
5年以内	年1.85%以内
7年以内	年2.00%以内
7年超	年2.20%以内

※経営支援プログラム実施企業は、上記金利から年0.2%金利を優遇する。

（保証料率）

第9 保証料率は、下表のとおりとする（年率・単位％）。

	融資対象者(1)	融資対象者(2)
料率	0.75	0.75
県補助率	0.25	0.75
事業者負担率	0.50	0.00

（担保）

第10 担保は必要に応じて徴求する。

（保証人）

第11 保証人は、必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。

（申込先）

第12 本資金の申込先は、県内各商工会議所、県内各商工会、熊本県中小企業団体中央会及び取扱金融機関とする。

(必要書類)

第13 本資金の申込時に必要な書類は、要項別表3に掲げる提出書類の他、下表のとおりとする。

融資対象	提出書類
I 令和2年7月豪雨による被害の影響を受けた場合	<input type="checkbox"/> 市町村長の発行する罹災証明書
融資対象	提出書類
II 中小企業等特定施設等災害復旧費補助金(なりわい再建支援補助金)の交付決定を受けた場合	<input type="checkbox"/> 市町村長の発行する罹災証明書 <input type="checkbox"/> 中小企業等特定施設等災害復旧費補助金交付申請書(写) <input type="checkbox"/> 中小企業等特定施設等災害復旧費補助金交付決定通知(写)

(取扱期間等)

第14 本資金に係る取扱期間、融資利率及びこれらの者の県補助後保証料率の取扱期間並びに取扱金融機関が申込先となることができるのは、対応する災害関係保証の適用期間内の貸付実行分までとする。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 熊本県中小企業融資制度実施要領は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。